

第32号議案

島根県産業廃棄物減量税条例等の一部を改正する条例

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第1条 島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第12条第3項」を「第12条第5項」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第2条 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「廃棄物処理法第12条第3項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)による改正前の廃棄物処理法第12条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。